

# 仕 様 書

## 1 業務委託名

「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務

## 2 業務概要

### (1) 目的

甲府市（以下「市」という。）においては、すべての人がともに働き続ける職場づくりや男女が支え合う家庭づくりなど、多様な価値観を尊重し、「男女共同参画社会」、「女性が活躍する社会」の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

その実現には、行政と市民、市民団体等との連携や協力により、官民一体となって市民意識の醸成を図るとともに、女性が活躍できる場の提供や支援に取り組んでいく必要がある。

そこで、夢を叶え起業した女性や、起業等を目指して活動している女性の活躍と交流の場を創出するとともに、その活躍を広く市民に知っていただき、多くの女性を応援する機運を高め、市民意識の醸成を図ることを目的とし、「こうふ女性達で創るマルシェ」（以下「マルシェ」）を実施する。

### (2) イベント開催日及び開催場所

開催日時：令和6年10月26日（土） 午前9時から午後4時

※ 小雨決行（荒天の場合は中止）

開催場所：小瀬スポーツ公園 芝生広場

### (3) 委託履行期限

契約締結日から令和7年1月31日（金）とする。

## 3 業務内容

### (1) マルシェ企画、運営

#### ア 企画

- ・出店者数は会場内を考慮し、食品、クラフトを含む物販事業者等、50店舗程度（チャレンジブースを含む）を確保すること。
- ・マルシェやイベント等の出店経験がない方を対象としたチャレンジブースを4店舗程度設けること。
- ・来場者の動線や出店者販売内容等を考慮し、会場の設営等を企画すること。
- ・「2 業務概要」の「(1) 目的」を踏まえ、多くの来場者が楽しめるイベントを実施すること。なお、その企画において来場者に商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。
- ・女性活躍に取り組んでいる団体、企業等と連携した企画を実施すること。

※ 「多くの来場者が楽しめるイベント」や「女性活躍に取り組んでいる団体、企業等と連携した企画」の実施場所は、提案を基に市と協議の上、決定すること。なお、ステー

イベントを企画する場合は、準備及び片付け含め開催時間を30分程度とすること。

## イ 会場設営、運営

### (ア) 人員配置

- ・マルシェ実施に必要な人員の確保及び配置を行うこと。

### (イ) テント・看板等の設営

- ・出店者の区画割り、会場内の設営、装飾、出店者の設営支援を行うこと。終了後は、速やかに撤去を行うこと。
- ・来場者に対して会場への案内看板、会場レイアウトのわかる看板の製作及び設置を行うこと。また、各出店者テント用の出店者名プレートを製作すること。
- ・会場内の装飾は、他の同時開催中イベントと差別化を図ること。
- ・テントを設置する場合は、設営の際に芝生や風などの自然環境に留意し設営すること。
- ・出店者のテントは、持ち込みを基本とする。
- ・電気、水等を出店者が使用する場合は、状況を把握した上で、確保すること。
- ・会場内を考慮し、来場者用の飲食や休憩用の机、椅子、プラスチックベンチ等を設置するなど、来場者の滞留空間づくりを行うこと。

### (ウ) 会場内の清掃美化

- ・会場内美化を図るため、ごみ箱等の設置を行うこと。また、会場内の巡回を行い美化に努めること。
- ・事業終了後は、清掃による原状回復を行うこと。

### (エ) 安全対策等

- ・小瀬スポーツ公園を管理する中北建設事務所、山梨県体育協会等の関係機関と必要な協議を行う中で、必要な措置を講ずること。
- ・本部テントを会場内に設置すること。
- ・会場内で起こる事故、食中毒等の発生に備え、損害賠償保険等に参加すること。
- ・雨天時についても業務が問題なく実施できるよう、雨対策を講ずること。
- ・その他、会場運営に必要な安全対策及びトラブル防止対策を講ずること。

## (2) 出店者の管理

### ア 出店者の募集

- ・出店者の募集について、各種媒体等を活用した効果的な周知を行い、募集すること。なお、出店者の決定については、市の承認を得ること。
- ・出店申込者に対し、出店時の注意事項等を説明すること。
- ・出店者は甲府市在住の女性、もしくは甲府市にて活動する女性とするため、申込状況に応じて随時、市に報告すること。
- ・出店料は無料とすること。

### イ 出店者説明会の実施

- ・出店者に対し、出店時の注意事項等を周知する説明会を1回開催すること。
- ・出店マニュアル等の説明資料を市と協議の上、作成すること。
- ※ 出店者説明会の会場及び会場にて使用する機材は、市で準備する。

#### ウ 出店者情報の管理

- ・保健所、消防署等の関係機関と協議し、開催に必要な各種手続を行うこと。
- ・緊急時の場合のみならず、各出店者との連絡が図れるよう、連絡先一覧等を作成すること。

#### エ チャレンジブースへの支援

- ・チャレンジブース出店者へは、出店決定から当日の運営まで支援を行うこと。
- ・1出店者に対し、テント1張、長机1台、椅子2脚を用意すること。別途長机、椅子の追加貸出希望があった場合は、出店者負担とし手配等に協力すること。

### (3) 広告宣伝

#### ア マルシェのPR周知

- ・マルシェ開催について、各種媒体等を活用した効果的な周知方法を行うこと。

#### イ 出店者によるPR周知

- ・出店者のSNS等によるPRについて支援すること。

#### ウ 広告宣伝物の作成

「2 事業概要」の「(1) 目的」を踏まえ、広告宣伝物のデザイン及び制作を行い、納品すること。広告宣伝物のデザインは、提案を基に市と協議の上、決定すること。

##### (ア) マルシェ開催事前PRチラシ

作成部数：15,000枚

仕様等：A4版両面（またはA3版二つ折り）、フルカラー、コート紙（90kg以上）

納期：令和6年9月中旬 ※ 印刷物及び電子データ

##### (イ) マルシェ当日配布用チラシ

作成部数：3,000枚

仕様等：A4版両面、フルカラー、コート紙（90kg以上）

店舗配置図を含む

納期：令和6年10月中旬 ※ 印刷物及び電子データ

##### (ウ) ポスター

作成部数：100枚

仕様等：B2版、縦、フルカラー、コート紙（110kg以上）

納期：令和6年9月上旬 ※ 印刷物及び電子データ

### (4) アンケート作成、調査

- ・来場者及び出店者を対象に、業務効果を把握するためのアンケートを実施し、集計、分析をすること。
- ・マルシェ来場者のうち、300人程度がアンケートに回答するよう誘導策を講じること。
- ・アンケート項目は市の承認を得ること。

## 4 成果物（実績報告書等）の提出

実績報告書として、マルシェ開催等の記録写真、報告書等の一式を、紙媒体で1部、電子

データ（CD-ROM等）で1枚提出すること。

## 5 委託料の支払い

受託者は、委託料の30パーセントを超えない額の範囲内で、前払いによる委託料の支払いを請求することができるものとする。

## 6 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている内容を遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。なお、提案については委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩してはならない。業務終了後においても同様とする。また、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 業務委託における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属する。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ市が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 荒天や災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は市に対してその損害を請求することはできない。また、その他、市・受託者の責任に抛らない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で委託料支払に関する協議を行う。
- (8) 本業務実施にあたり疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議を行うこと。